

# シニア世代のマネープランは公的年金から

六〇歳以降の収入を考えるときには、

年金の受け方、そして働き方をあわせて

考えていくことが大切です。

働き続けて給料と年金をあわせてもらう、

年金の受給開始を繰り上げる、

年金の受給を繰り下げて年金額を増やす……などなど、

公的年金の受け方にはいろいろな選択肢があります。

これから年金を受ける方のために『年金得(読)本』では、

年金をどのように受けていくか、

さまざまなパターンを例示して説明します。

公的年金について、

読んで得する情報が満載の「年金得(読)本」を、

あなたのマネープランに是非ご活用ください！

国民年金(全国民共通)			厚生年金*	加入する制度
 <b>第1号被保険者</b> 自営業・農業・学生の方など	 <b>第3号被保険者</b> 会社員(公務員)の妻など	 <b>第2号被保険者</b> 会社員・公務員など		
国民年金保険料 月々 17,510 円	夫が加入する厚生年金 (共済組合)が まとめて拠出	厚生年金保険料 給料の 18.30% を会社と折半		納める 保険料は?
老齢基礎年金 満額で 831,700 円(年額)	老齢基礎年金 満額で 831,700 円(年額)	老齢厚生年金と 老齢基礎年金		受けられる 老齢年金は

\*平成27年10月から共済年金は厚生年金に統合されました。

令和7年度  
年金得(読)本  
もくじ

# Contents

## 1 支給開始年齢

何歳から年金を受けられるか確認しましょう ..... 4

## 2 受けられる年金の種類と受け方の選択

■会社員と専業主婦の夫婦 ..... 6

■自営業の夫婦 ..... 10

■共働きの夫婦 ..... 12

## 3 年金額の計算方法

60歳台前半の老齢厚生年金は加入期間と加入中の報酬額で計算 ..... 14

65歳から受ける老齢基礎年金は40年加入で満額受給 ..... 15

夫婦だから受けられる加給年金額と振替加算 ..... 16

繰上げ・繰下げ受給は請求月によって増減率が決まります ..... 17

給料と年金をあわせて収入アップ！ ..... 18

## 4 企業年金の年金

企業年金の請求も忘れずに ..... 21

## 5 離婚時の年金分割

分割した年金は自分自身が年金を受ける年齢から受給 ..... 22

## 6 障害年金のしくみ

公的年金に加入中に病気やけがで障害が残ると障害年金 ..... 23

## 7 遺族年金のしくみ

遺族厚生年金は配偶者の老後の所得保障 ..... 24

## 8 年金記録の確認

誕生日に届くねんきん定期便 ..... 26

## 9 年金の請求手続

年金を受けるには手続が必要です！ ..... 28

## 10 受給してからの手続

年金を受け始めてからも届出が必要です ..... 30

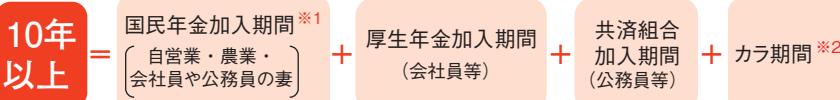
年金相談・お問い合わせ窓口 ..... 31

## 何歳から 年金を受けられるか 確認しましよう

厚生年金や共済組合に加入したことのある方は、生年月日や性別によって年金の支給開始年齢が異なります。何歳から受けられるか五頁の図で確認してみましょう。国民年金のみの方は、六五歳から年金を受けられます。ただし、年金を受けるためには一〇年の加入期間など、一定の条件を満たしていることが必要です。

※平成二十九年八月から、受給資格期間が二五年から一〇年に短縮されました。

### 何年加入したら年金が受けられる？

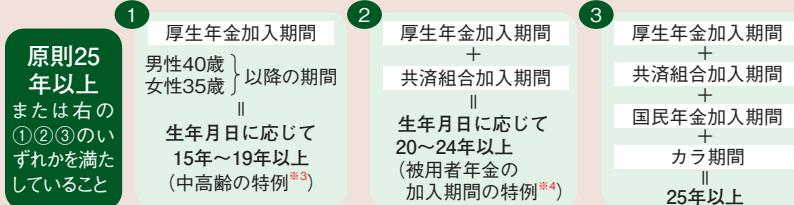


※1 保険料納付済期間または保険料免除期間(半額免除等は必要な保険料を納付していること)。

※2 カラ期間とは、加入期間には加えるが、年金額の計算には入れない期間。厚生年金や共済組合加入者の配偶者で昭和36年4月1日から昭和61年3月31までの間、国民年金に任意加入しなかった20歳から59歳までの期間や、平成3年3月以前の学生であった期間など。

### 遺族年金に必要な受給資格期間について

老齢年金の受給資格期間（10年）を満たした場合であっても、老齢年金を受けられる方が亡くなった場合の遺族年金の受給には、原則として亡くなった方に25年以上の加入期間または下記の①、②、③のいずれかの期間が必要です。



※3 下表のとおりに加入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	15年以上
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	16年以上
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	17年以上
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	18年以上
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	19年以上

※4 下表のとおりに加入期間が短縮されます。

生年月日	加入期間
昭和27年4月1日以前	20年以上
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年以上
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年以上
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年以上
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年以上

## 厚生年金・共済組合に加入した方の支給開始年齢

生年月日 赤字は厚生年金の女性の場合	受けられる年金の種類と支給開始年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳…
昭和16年4月1日以前				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和21年4月1日以前				定額部分	老齢基礎年金	
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和21年4月2日～昭和23年4月1日				定額部分	老齢基礎年金	
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和23年4月2日～昭和25年4月1日				定額部分	老齢基礎年金	
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和25年4月2日～昭和27年4月1日				定額部分	老齢基礎年金	
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和27年4月2日～昭和29年4月1日				定額部分	老齢基礎年金	
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和29年4月2日～昭和33年4月1日					老齢基礎年金	
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和33年4月2日～昭和35年4月1日					老齢基礎年金	
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和35年4月2日～昭和37年4月1日					老齢基礎年金	
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和37年4月2日～昭和39年4月1日					老齢基礎年金	
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日				報酬比例部分	老齢厚生年金	
昭和39年4月2日～昭和41年4月1日					老齢基礎年金	
昭和36年4月2日以後					老齢厚生年金	
昭和41年4月2日以後					老齢基礎年金	

\* 60歳から65歳になるまでの年金は、特別支給の老齢厚生年金\*と呼ばれ、報酬比例部分と定額部分とに分けられています。

\* 共済組合に加入した女性が共済組合加入期間分の年金を受け始める年齢は、男性と同様になります。

\* 厚生年金または共済組合の加入期間が単独で44年以上ある方や一定以上の障害がある方が退職しているときは、報酬比例部分の支給開始時に定額部分も受けられる特例があります。

※平成27年10月から共済組合の退職共済年金も老齢厚生年金となりました。

# 会社員と専業主婦の夫婦

妻六五歳で夫婦の年金が満額に

令和七年度に六〇歳になる会社員であつた夫は六五歳から、専業主婦であつた妻も六五歳から年金を受けます。

現役時代には夫の収入のみで生活してきた夫婦も、年金は夫と妻それが自分名義で受けことになります。夫が六五歳になつたときと、妻が六五歳になつてからでは年金額が変わります。妻が六五歳になつたとき、夫婦の年金が満額になります。

※生年月日による違いがあります。

（⇒15頁）

## 夫に扶養される妻は第3号被保険者

国民年金の第3号被保険者とは、昭和61年4月にはじまった制度で、会社員や公務員に扶養される配偶者が対象です。第3号被保険者であった期間は、国民年金保険料を納付した期間として年金を受けられます。なお、夫が退職した後は、第3号被保険者であった60歳未満の妻は、60歳になるまで第1号被保険者として国民年金の保険料を納めます。市区町村の窓口で手続をしましょう。



## 妻がいるから受けられる加給年金額

妻が65歳になって自分自身の年金を受けられるようになるまで、夫が65歳から受ける老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。妻が年金を受け始めると妻自身の年金に振替加算が加算されます。

（⇒16頁）

